

常勤理事業務内規

1999年 7月 6日 理事会制定
2001年 10月 9日 理事会一部変更
2002年 12月 10日 理事会一部変更
2006年 6月 13日 理事会一部変更
2008年 6月 10日 理事会一部変更
2011年 10月 5日 理事会一部変更

(総則)

第1条 常勤理事は会長及び筆頭副会長を補佐し会務全般の円滑な運営をつかさどるとともに、理事会から委任された事項を処理する。

(常勤理事の業務)

第2条

- (1) 前項の会務を掌理するため、事務局長を通じて事務局を統率する。事務局の業務は事務局長が総括する。
- (2) 広く対外関係機関と本会の進展に資する事項について折衝、協議交流をはかる。
- (3) センターの対外業務を担当する。
- (4) その他会長の指示により事務局長の支援をする。
- (5) 事務局長を兼務することができる。

(選任)

第3条 会長は常勤理事適任者を選び、理事会の承認を経て社員総会で選任する。

(報酬の決定)

第4条 報酬は、「役員報酬申合せ」により会長が定める。

(任期)

第5条 任期は、1期2年間とする。再任を妨げないが3期までとする。